

事 務 連 絡
令和 2 年 1 0 月 2 3 日

各局等家畜伝染病関係者 各位

大臣官房危機管理官

フィリピンから違法に持ち込まれた豚肉製品からのアフリカ豚熱ウイルスの分離について（情報提供及び協力依頼）

今般、フィリピンから携帯品として違法に持ち込まれた豚肉製品から、89 例目となるアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出され、精密検査を行った結果、3 例目となる感染性のあるウイルスが分離されたことを踏まえ、別添のとおり、農林水産省より協力依頼がございました。

つきましては、各局等におかれては、関係事業者等に対し、下記について周知等いただけますよう、お願いいたします。

記

- 1 本件について、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。
- 2 本法に違反する疑いのある事案を認めた時は、最寄りの動物検疫所に連絡していただくよう、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。
(参考) 「動物検疫所の所在地一覧」 <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>
- 3 改正後の法第 46 条の 4 第 1 項に基づき、動物検疫所長より、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者に対して、航空機内や船舶内で、動物検疫に関するアナウンスの実施や空海港における靴底消毒マットの設置、広報ポスターの掲示等の協力依頼を行うことについて、御了知いただくとともに関係団体に周知すること。

なお、動物検疫所では、下記のウェブサイトを用いて、動物検疫措置の周知を実施しておりますので、御了知いただきますようお願いいたします。

○動物検疫所ウェブサイト

「海外からの肉製品の持ち込みについて」

(英語) <http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

(簡体字) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html

(繁体字) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn_han.html

(ハングル) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html

(ベトナム語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_vn.html

(タガログ語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_ph.html

(タイ語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_th.html

(スペイン語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_es.html

(フランス語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_fr.html

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長

フィリピンから違法に持ち込まれた豚肉製品からのアフリカ豚熱ウイルスの分離について（情報提供及び協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

本年 7 月 1 日に、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）が施行され、家畜防疫官の質問・検査権限の拡大、家畜防疫官が輸出入検疫の結果発見した違法畜産物を廃棄できる権限の新設及び輸出入検査違反に関する罰則が強化されたことについてお知らせしたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、これまで外国人の入国制限が設けられてきましたが、政府内において、国内外の感染状況等を踏まえながら、国際的な人の往来の再開に向けた検討がなされていると承知しております。

このような中において、今般、フィリピンから携帯品として違法に持ち込まれた豚肉製品から、89 例目となるアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出され、さらに精密な検査を行ったところ当該製品からは、3 例目となる感染性のあるウイルスが分離されました。人やモノの移動が以前より減少している状況ではありますが、このことにより、依然として日本へのアフリカ豚熱の侵入リスクは高い状況であることが示されました（豚肉製品の詳細は別添参照）。

については、貴省におかれましても、引き続き、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 本件について、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。
- 2 本法に違反する疑いのある事案を認めた時は、最寄りの動物検疫所に連絡していただくよう、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。

(参考)

「動物検疫所の所在地一覧」

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

3 改正後の法第46条の4第1項に基づき、動物検疫所長より、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者に対して、航空機内や船舶内で、動物検疫に関するアナウンスの実施や空海港における靴底消毒マットの設置、広報ポスターの掲示等の協力依頼を行うことについて、御了知いただくとともに関係団体に周知すること。

なお、動物検疫所では、下記のウェブサイトを用いて、動物検疫措置の周知をしておりますので、御了知いただきますようお願いいたします。

○動物検疫所ウェブサイト

「海外からの肉製品の持ち込みについて」

(英語)

<http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

(簡体字)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html

(繁体字)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn_han.html

(ハンゲル)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html

(ベトナム語)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_vn.html

(タガログ語)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_ph.html

(タイ語)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_th.html

(スペイン語)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_es.html

(フランス語)

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_fr.html